

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 3 1 年 3 月 1 8 日 (月)

杉 並 区 議 会

目 次

議員提出議案について

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例	3
議会運営の申し合わせ事項について	3

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成31年3月18日(月)		午前9時44分～午前9時49分	
場 所	第1委員会室			
出席理事 (8名)	理事	大和田 伸	理事	大泉 やすまさ
	理事	横山 えみ	理事	けしば 誠一
	理事	山田 耕平	理事	佐々木 浩
	理事	増田 裕一	理事	太田 哲二
欠席理事				
理事以外の 出席議員	議長	大熊 昌巳	副議長	中村 康弘
出席理事者				
事務局職員	事務局長	佐野 宗昭	事務局次長	植田 敏郎
	庶務係長	杉本 稔	調査係長	久保井 悦代
	議会法務係長	尾上 健	議事係長	蓑輪 悦男
	担当書記	十亀 倫行		

(午前 9時44分 開会)

大和田理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《議員提出議案について》

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例

大和田理事 それではまず、議員提出議案について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 本議案については、議案第2号杉並区組織条例の一部を改正する条例が議決された場合に、常任委員会の所管をこれに合わせる必要があるため、提出するものである。

資料1、改正案をごらんいただきたい。保健福祉委員会の所管に、条例部となる子ども家庭部を加えるものである。

施行期日は、平成31年4月1日からとしている。

なお、議案の朗読は省略させていただく。

大和田理事 ただいまの説明について、何かあるか。—それでは、この内容で議員提出議案として提出したいと思うが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

大和田理事 また、提案者は、議会運営委員会委員全員ということによろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

大和田理事 それでは、本議案を議員提出議案第2号として本日の本会議に提出することとし、この後の議会運営委員会でも説明する。

提案説明は、私が行う。

また、本議案の付託先であるが、付託省略としてはどうかと思うが、いかがか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大和田理事 それでは、議会運営委員会でも、その旨確認をさせていただく。

《議会運営の申し合わせ事項について》

大和田理事 次に、議会運営の申し合わせ事項について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料2をごらんいただきたい。議会運営申し合わせ事項の見直しについて、5点ある。

まず1点目は、議会資料のペーパーレス化について、記載のとおり新たに加えるものである。これにより、ICT活用を今後一層推進していくことを確認、目指すものである。

2点目は、特別職等の開会前挨拶について、平成30年3定の実際の例を踏まえて見直しをするものである。副区長、教育長、代表監査等、議案により選任された者から挨拶の申し入れがあった場合、次の定例会等の初日という申し合わせであるが、そのほかに、「適当な本会議開会前に挨拶を受ける。」この部分を新たに加えるものである。実態に即した追加である。

3点目は、議会運営委員会の委員構成の変更についてである。この間、会派異動等に伴う協議は、主に理事会で行われている実態に合わせ、その都度、委員会ではなく、「議会運営委員会理事会等に諮り」ということで、実態に合わせた変更を記したものである。

裏面をごらんいただきたい。4点目は、請願・陳情審査の基本方針についてである。これは、平成27年9月10日、議会運営委員会において既に承認されている請願・陳情審査の合意確認事項を、申し合わせ事項への記載がなかったため、新たに追記するものである。

5点目は、件名、文書表公開の取り扱いについてである。件名については、提出者の原文を尊重しつつ、個人情報等の取り扱いに配慮する必要があるため、請願・陳情の件名には、公知情報を除き、私人、公人を問わず、氏名その他の個人情報及び公序良俗に反する内容は載せないという記載を入れるものである。

私から以上である。

大和田理事 ただいまの説明について、質問や意見はあるか。—それでは、資料のとおり、申し合わせ事項の見直しを行うため、この後の議会運営委員会で承認を受け、更新するものとする。

本日の日程は以上であるが、ほかに何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大和田理事 なければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前 9時49分 閉会)